

# Research Focus

2019年 1月10日  
No.2018-041

## 改正入管法の施行に向けて ～問題点と求められる対応～

調査部 主任研究員 高坂 晶子

### 《要 点》

- ◆2018年10月に招集された第197臨時国会では、最重要法案に位置付けられた入国管理及び難民認定法改正案が会期終了間際に成立した。主な変更点は、新たな在留資格「特定技能」を創設し、一定の技能を有する外国人労働者が、専門的・技術的分野以外の、いわゆる単純労働分野に就労することを可能にした点である。従来、わが国は、高度な専門性を有する外国人材に限り、就労目的で在留することを認めており、今回の改正は在留管理政策の一大転換といえる。
- ◆本法案は、国会提出当時から多くの問題が指摘されていたが、国会における充実した討論を通じて有意義な修正が図られたとは言い難い。背景には、与党が来る4月からの法令施行をめざして会期中の成立を最優先にし、制度の意義や設計に関する本質的議論を避けたことがある。この結果、改正入管法の具体的な中身は政府方針や政省令を待つ必要があるが、12月25日に決定された3種の政府方針からは、以下のような問題点が指摘できる。
- ◆第1に、政府の裁量性が著しく大きい。特定技能に関する重要項目、すなわち、受け入れる職業分野や業種、在留要件となる技能や日本語能力の水準と試験方法、年間の受け入れ人数、特定技能外国人の処遇等の詳細は、政府の決定に委ねられた。将来的にも、国会における法令審議を経ることなく、特定技能に係る重要事項の変更が実行可能である。
- ◆第2に、法の執行が十分担保されていない。特定技能外国人への対応や受け入れ支援について、広範かつ多数の施策が公表されたものの、その多くは具体性を欠き、誰が何時までに、何をするのか判然としない。また、施策の実行に必要な国、自治体、企業、NPO等の役割分担とそれに見合った実施体制、財政的裏付けについても、ほとんど手つかずである。

- ◆第3に、法務省の外局として新設される「出入国在留管理庁（以下、管理庁）」に問題がある。入国管理局を前身とする管理庁は厳格な在留資格審査や出入国状況の監視経験こそあるものの、外国人向け公共サービスや受け入れ側の地域社会については知見・ノウハウを欠いている。また、管理庁は在留外国人施策の司令塔との位置づけであるが、個々の就労分野については各分野の所管官庁が大きな発言力を保持している。実際に、新設された管理庁が、包括的かつ一貫した施策を実行できるかに懸念が残る。
- ◆これらの点から懸念される問題事象として、①施策が具体性を欠くなか、外国人材の受け入れ経験が乏しい地方圏を中心に、地域住民・社会の間に混乱や軋轢が生じる、②特定技能外国人の就労状況等に関する監督体制が不十分ななか、外国人材に保障すべき生活／雇用水準が充足されない、③包括的な在留外国人施策のための体制整備が進まず、各省庁主導の場当たりの制度運用に陥る、等が指摘可能である。
- ◆これらを回避するには、まず、医療・教育などの社会サービスや労働・雇用に関する個別法令・制度の見直しを通じて、早急に外国人施策を具体化する必要がある。管理庁については、外国人材施策の真の司令塔機能を果たすため、権能と態勢の拡大強化が重要課題である。すなわち、外国人材の受け入れ関連施策にも責任を持って取り組む組織・陣容を整備しつつ、企業や自治体との連携関係を構築すること、他省庁との関係を見直すことが望まれる。
- ◆人口減少が加速するわが国社会の担い手として、外国人材の存在は今後ますます貴重となる。世界的な人材獲得競争のなか、わが国における就労希望者を将来にわたって確保するには、外国人材の円滑な受け入れと適切な処遇が不可欠である。特定技能資格の新設を機に、わが国における外国人材の位置づけと受け入れのあり方について、社会全体でオープンかつ徹底した議論を行い、合意形成を図ることが望まれる。

**本件に関するご照会は、調査部・主任研究員・高坂晶子宛にお願いいたします。**

**Tel: 03-6833-1584**

**Mail: kohsaka.akiko@jri.co.jp**

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがありますので、ご了承ください。

## 1. はじめに

第197臨時国会終了間際の2018年12月8日未明、入国管理及び難民認定法改正案（以下、改正入管法）が成立した。主な変更点は、一定の技能を有する外国人に非専門的分野への就労を認める新たな在留資格「特定技能」の創設である。生産年齢人口が急速に減少するわが国では、人手が足りずに倒産する企業が増えたり、高齢者施設が要介護者の受け入れを定員以下に絞るなど労働力不足の弊害が深刻化している。これらの早期解決のため、政府は2019年4月から、新在留資格の下で外国人労働者の受け入れ拡大をめざしている。

従来、わが国は「高度な専門性を持つ外国人材」に限り、就労目的の在留を認めてきた経緯があり<sup>1</sup>、非専門的分野への就労を認める今回の法改正は一大転換といえる。当然、野党は政策転換の理由や新制度の詳細をめぐって厳しい質問を発したが、充実した法案審議や有意義な修正に結びついたとは言い難い。紛糾を避けて制度の中身を法案に明記しなかった与党は、来年4月の新制度施行のため会期中の成立を最優先し、制度の意義や設計についての本質的議論を避けた事情がある。この結果、特定技能資格の内容や運用方針の大半は、改正入管法の委任を受けた政府方針と政省令に委ねられた。政府は12月25日に基本方針その他を閣議決定し（一部は関係閣僚会議決定、次章参照）、目下、法務省が省令の策定作業を行っている。

本稿では、このような動きを整理したうえで、新たな在留資格「特定技能」の健全な運用と定着に向けた課題を指摘する<sup>2</sup>。

## 2. 3つの政府方針の内容

### (1) 「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する基本方針」（閣議決定、以下「基本方針」）

改正入管法に基づき、「特定技能」資格の制度運用の基本を定めたもので、①制度の意義、②特定技能外国人を受け入れる産業上の分野の定義、③在留可能な人材の技能や日本語能力等の要件、④政府の取り組みと省庁間の調整、⑤制度運用に関する重要事項の5部構成である。

政府の取り組みのうち主なものを挙げると、国の内外で劣悪な環境下の就労をあっせんする悪質仲介業者の排除、労働力不足の継続的把握と状況変化に応じた対応、治安が悪化した場合の対応等がある。また、特定技能外国人への支援を行うことや雇用形態を原則フルタイムの直接雇用とすることも規定している<sup>3</sup>。

### (2) 「個別分野における特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針」（閣議決定、以下「分野別運用方針」）

特定技能外国人の就労可能な個別分野ごとの運用方針であり、14分野で策定された（図表1）。担当は法務省、国家公安委員会、厚労省、外務省（以上は各分野共通）と各分野の所管官庁である。内容は受け入れ人数、必要とされる技能や日本語能力およびその試験内容と実施時期、雇用形態等である。

なお、制度運用が開始される2019年4月に試験を実施予定なのは、介護、宿泊、外食の3分

<sup>1</sup> 現実には技能実習生と留学生が重要な労働力供給源となっているが、本来、前者は国際貢献のための実習、後者は就学を目的としており、就労のための在留資格ではない。

<sup>2</sup> 実態的には、技能実習生や留学生が多数就労している現状があるが、本稿では新設された特定技能資格に焦点を絞り検討する。

<sup>3</sup> ただし、「必要な措置を取る」「適正な実施を確保する」「相当程度の知識」等の表現が多用され、何が必要／適切／相当なのか、それをどのように担保するのかについての判断材料が乏しい記述である。

野にとどまる。これら3分野には、特定技能に移行可能な技能実習生が不在であり、知識・経験を測る試験が必要なためである（介護分野の技能実習生受け入れ開始は2017年11月）。その他の分野については、移行要件である3年間の実習経験を持つ技能実習生が存在し、制度運用開始に伴って特定技能資格を取得することが期待されるため、試験の実施は2019年以降となっている。

（図表1）特定技能資格の運用に関する分野別方針の主な内容

所管	分野	受入れ 予定数（注）	業務内容	試験実施時期			雇用 形態
				日本語	特定技能1号	同左2号	
厚 労 省	介護	6万人	身体介護（入浴等） 付随支援業務（機能訓練補助等）	2019年4月	2019年4月	未定	直接
	ビル クリーニング	3.7万人	建築物内部の清掃	2019年 秋以降	2019年 秋以降	未定	直接
経 産 省	素材材産業	2.1万人	鋳造、鍛造、めっき、溶接 工場板金、塗装等13区分	2019 年度内	2019年 秋以降	未定	直接
	産業機械 製造業	5.25千人	電気機器組立て、機械検査 工業包装、鉄工等18区分	2019 年度内	2019年 秋以降	未定	直接
	電気・電子 情報関連産業	4.7千人	電子機器組立て、機械加工 プリント配線板製造等13区分	2019 年度内	2019年 秋以降	未定	直接
国 土 交 通 省	建設	4万人	型枠施工、左官、屋根ふき コンクリート圧送等11区分	2019 年度内	2019年 秋以降	2021年度	直接
	造船・船用 工業	1.3万人	溶接、塗装、機械加工 電気機器組立て等6区分	2019 年度内	2019年 秋以降	2021年度 内	直接
	自動車整備	7千人	自動車の日常/定期点検整備 分解整備	2019 年度内	2019年 秋以降	未定	直接
農 水 省	航空	2.2千人	空港グランドハンドリング 航空機整備	2019 年度内	2019年 秋以降	未定	直接
	宿泊	2.2万人	フロント、企画・広報 その他宿泊サービス	2019年4月	2019年4月	未定	直接
農 水 省	農業	3.65万人	耕種農業全般 畜産農業全般	2019年内	2019年 秋以降	未定	直接 派遣
	漁業	9千人	漁業 養殖業	2019 年度内	2019年 秋以降	未定	直接 派遣
	飲食品製造	3.4万人	飲食品製造業全般	2019年 10月	2019年 秋以降	未定	直接
	外食業	5.3万人	外食業全般	2019年4月	2019年4月	未定	直接

（資料）外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議「特定技能の在留資格に係る制度の運用に関する方針について」に基づき、日本総研研究所作成

（注）受け入れ予定数は今後5年間の人数

### （3）「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」（関係閣僚会議決定、以下「総合的対応策」）

特定技能資格の創設に伴い、外国人材の受け入れと地域住民・社会との共生を図るための施策集で、法務省検討会における討議を経て策定された。全126項目からなり、図表2に取り組み内容を整理した。

総合的対応策は、2006年以降実施されてきた「生活者としての外国人」に関する総合的対応策を踏まえている。これについては、内閣官房「外国人労働者問題関係省庁閣僚会議」ウェブサイトでは実施状況の確認が出来るが、在留外国人に直接アプローチする事業が少ないうえ、代わり映えのしない事業が繰り返され、政府の本気度が問われる内容であった。

今回策定された総合的対応策は、「生活者としての外国人」に関する総合的対応策の事業を



多数引き継いでいる。現状、事業内容や実施主体が不明な事業も少なくないため、即断はできないものの、特定技能資格の新設や外国人の在留実態の変化<sup>4</sup>に合わせた実効ある見直し、及び施策の具体化が強く求められよう。

(図表2) 外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策

外国人との共生社会の実現に向けた意見聴取・啓発活動	
①	国民及び外国人の声を聴く仕組みづくり
②	啓発活動等の実施
生活者としての外国人に対する支援	
①	暮らしやすい地域社会づくり
	・行政・生活情報の多言語化、相談体制の整備
	・地域における多文化共生の取組の促進・支援
②	生活サービス環境の改善等
	・医療・保険・福祉サービスの提供環境の整備等
	・災害発生時の情報発信・支援等の充実
	・交通安全対策、事件・事故、消費者トラブル、法律トラブル、人権問題、生活困窮相談等への対応の充実
	・住宅確保のための環境整備・支援
	・金融・通信サービスの利便性の向上
③	円滑なコミュニケーションの実現
	・日本語教育の充実
	・日本語教育機関の質の向上、適正な管理
④	外国人児童生徒の教育等の充実
⑤	留学生の就職等の支援
⑥	適正な労働環境等の確保
	・適正な労働条件と雇用管理の確保、労働安全衛生の確保
	・地域での安定した就労の支援
⑦	社会保険への加入等の促進
外国人材の適正・円滑な受け入れの促進に向けた取組	
①	悪質な仲介事業者等の排除
②	海外における日本語教育基盤の充実等
新たな在留管理体制の構築	
①	在留資格手続の円滑化・迅速化
②	在留管理基盤の強化
③	不法滞在者等への対策強化

(資料) 外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議「外国人材の受け入れ・共生のための総合的対応策」に基づき、日本総研研究所作成

### 3. 改正入管法と政府方針の問題点

#### (1) 政府の過剰な裁量性

特定技能資格に関する重要事項の大半は、前述した3つの方針と法務省所管の政省令（以下、省令等）に委任されており、過剰な裁量性が政府に与えられている。実際、改正入管法には、具体的内容を明記する代わりに、省令等に委任した箇所が30ヵ所以上存在する。例えば、特定技能1号の要件について、法は「相当程度の知識または経験を必要とする技能」と漠然たる記述にとどめ、実際に必要な詳しい作業能力や、その検証方法は省令等に拠っている。

一般に、過剰な裁量性のどこに問題があるのだろうか。まず、政官関係上の問題として、国民を代表する立法府の審議が法令に十分反映されず、国権の最高機関である立法府軽視が甚だしいことが指摘できる。次に、国民を律する法令の中身が、条文を参照しただけでは判然とせず、法の理解や透

<sup>4</sup> 1989年入管法改正で外国人労働者が増えた際は、ブラジル国籍等の日系外国人が大手メーカー周辺の団地に集住するケースが大半であったが、近年は在留者の多国籍化と都市部における分散居住へと大きく変化している。

明性、ひいては法の支配に関して大きな課題が残る。最後に、過剰な裁量性の弊害は一時にとどまらない。今後、行政府は開かれた法令審議、すなわち立法府によるチェックという手続きを踏まずに、重要事項の変更が可能となる。

わが国では、1990年代以降、地方分権改革あるいは政治改革の過程で、政府の裁量性を縮減する取り組みが進められ、重要事項は法令本体に明記することとされた。改革の背景には、当時、国民の審判を受けない省庁が、法の実質的内容を決める、あるいは地域住民を代表して法を執行する自治体に恣意的関与を行うことが問題視された経緯がある。今回の改正入管法は、一連の改革の経緯がないがしろにしており、とりわけ、外国人材を受け入れ、公共サービスの提供など重要な役割を担う自治体との関係において大きな禍根を残すものといえる。

## (2) 法の執行の担保が不十分

改正入管法では、法の執行が十分に担保されておらず、新制度の実効性は危うい。政府は基本方針として数多くの基準やルール、受け入れ支援策を列挙しているが、これらを実際に執行し、効果を発現させるうえで必要な仕組みを欠いている<sup>5</sup>。

本来、どのような外国人に在留資格を認めるかは優れて主権にかかわる事項である。その意味で、特定技能資格が政府主導で新設されたことは自然であるが、制度を作る以上は受け入れ後の処遇についても政府が責任を以て当たるべきである。現状、政府はその責務を全うしておらず、実行手段を伴わない「to do リスト」を提示したに過ぎない。かつて政府は就労可能な日系外国人の在留を認めた際、受け入れ対応については彼らが多数定住した自治体（以下、集住都市）に全面的に委ね、「丸投げ」と批判された。今回も同様の事態が発生するのではないかと、大いに危惧される。

仕組みの不備を具体的にみると、第1に、施策の中身とそれを実現する手段、財政的裏付けや実施体制等が不明である。例えば、特定技能外国人は（技能実習生とは異なり）転職可能であるため、賃金水準の高い都市への集中が懸念される。基本方針では「必要な対応を取るよう努める」としているが、実際に挙げられた「対応」は特定技能外国人の地域別受け入れ状況の定期調査・公開等にとどまり、実効性は薄いと云わざるを得ない。また、日本人と外国人材の共生のための「総合的対応策」は126項目に及ぶ施策を羅列しているが、実施主体と目される自治体、企業とその委任機関、NPO等の具体的責務と役割分担は示されていない。誰が、いつまでに、どのような取り組みを行い、費用やマンパワーをどう調達するかについて、多くは不明なのが実情である。

第2に、政府の制度運用態勢にも不安がある。特定技能者の就労状況や受け入れ環境の調査は入国審査官／警備官の役割とされ、法務省は現在4,870人の入国管理局職員を、来年度に585人増やす予定である。しかし、入国審査官には一定の経験が求められ、全員が直ちに調査業務に従事できる訳ではない。インバウンド対応業務も急増している点を勘案すると、今後5年間で約34万人と試算される特定技能外国人への対応は容易でない<sup>6</sup>。

マンパワーに加えて業務内容をみても、新制度を運用するハードルは高い。例えば、今回、特定技能外国人の受け入れ支援業務を代行する「登録支援機関」が新設された。技能実習制度で同様の位置づけにある監理団体の場合、実習生の就労環境の悪化を防ぐという役割を全うできず、法令で監

<sup>5</sup> 本来、この仕組みは入管法の改正途上で明らかにされ、その妥当性・必要性を審議・修正すべきであったが、その過程が不十分であったため、実態からかい離した内容になったといえよう。

<sup>6</sup> 地方出入国在留管理庁への改組が予定されている地方入国管理局は全国で8、支局・出張所は68で、県庁所在地や主要港の立地都市に置かれ、きめ細かく対応可能な地理的範囲も限られている。

督機能が強化されものの、効果は薄かった。この例に照らすと、登録支援機関に対するチェック水準の確保は容易でなく、現状では、監督体制の詳細は示されていない。

### (3) 出入国在留管理庁の機能および他省庁との関係

新制度の創設に伴い、在留外国人施策を統括する「司令塔」として「出入国在留管理庁（以下「管理庁」）」が創設される。入国管理局を母体とし、法務省の外局に位置付けられるこの組織のあり方にも不安が残る。

第1は、管理庁の業務内容と業務範囲の問題である。管理庁は在留資格の厳正な審査や出入国管理事務に通暁している半面、外国人材の就労や生活、受け入れる側の地域社会の反応等に関する知見・ノウハウは殆ど持たない。そもそも、法令上は、管理庁の主たる任務は「出入国及び外国人の在留の公正な管理を図ること（法務省設置法第28条の1）」であり、外国人材の受け入れや生活関連については、かろうじて「(前述の任務に<sup>7</sup>) 関連する特定の内閣の重要政策に関する内閣の事務を助けること（同第28条の2）」「(そのために) 内閣官房を助けるものとする（同28条の3）」とあるように、他省庁の補助という位置づけである。現在想定されている管理庁は、在留外国人施策を統括する司令塔として、能力不足といえよう。

在留外国人の受け入れや生活支援に関する政府のこのような消極姿勢は、ウェブサイトにも表れている。1990年代以降、内閣府は社会共生政策の一環として「日系定住外国人施策ポータルサイト」を開設し、各省庁の関連施策へのリンクや外国語による相談窓口、日本語学習機会等の生活関連情報を提供してきた。ところが、7月24日に外国人施策の所管が法務省に変更されると（閣議決定「外国人の受け入れ環境の整備に関する業務の基本方針」）、内閣府サイトは早々に閉鎖されたにもかかわらず、法務省における後継サイトは未だ開設されていない（2018年12月27日現在）。

第2は管理庁と他省庁との関連である。改正入管法では、就労する産業別に特定技能外国人の要件や試験方法、雇用形態などの重要事項を盛り込んだ「分野別運用方針」が策定され、当該産業の所管官庁は管理庁と共同で同方針の策定に関与することが規定されている（改正入管法第2条の4）。このように、雇用者側である各産業分野については、当該分野をよく知る所管官庁が重要事項に関する相当な発言力を保持するのに対し、被雇用者側である特定技能外国人については、就労や生活関連施策の知見が乏しい管理庁が、どこまで実情を踏まえた制度運用を統括できるか、不安が残る。

## 4. 懸念される問題事象と対応策

### (1) 懸念される問題事象

以上3つの点を踏まえると、本年4月の特定技能資格の運用開始を機に、以下のような問題事象が現実起きる恐れがある。

第1に、外国人材の受け入れ経験が乏しい地方圏を中心に、社会的混乱や軋轢が生じる可能性がある。高齢化が進む地方圏では、とりわけ農漁業や介護、飲食料品製造等の分野で特定技能外国人を待望する声が聞かれるが、この中には、これまで外国人材の流入がほぼ皆無であった地域も含まれる。先行事例では、騒音やゴミ出し等の生活ルールや、祭日の過ごし方等の習慣をめぐる、外国人と住民の間に相当件数のトラブルが指摘されている。特定技能外国人の受け入れ施策が具体性を欠き、執行についても責任主体や役割分担が不透明ななか、各所で同様の混乱が繰り返される懸念は

<sup>7</sup> ( ) 内は筆者記述。28条の3部分の( )についても同じ。

小さくない。

第2に、受け入れ産業側に有利な主張が、分野別方針の詳細設計、見直し作業等を通じて、制度運用に反映される可能性である。この場合、改正入管法で特定技能資格に保障すべき水準が達成されず、就労／生活環境が悪化する事態につながりかねない。これは外国人にとって大問題だけでなく、当該分野に就労する日本人にとっても賃金の伸び悩み等の悪影響を及ぼす。さらに、長期的にみた場合、日本が外国人にとって魅力的な就労先となり得ず、特定技能制度による外国人就労者のリクルートが定着しない恐れがある。

第3に、在留外国人施策に関する包括的な受け入れ体制が未確立ななか、関連省庁が個別対応に走る可能性である。出入国在留管理庁の広範な業務量、従来の経験を超えて求められる就労や生活関連の知見・ノウハウ、自治体や企業との関係の薄さ等を勘案すると、管理庁の態勢整備には相当な困難が予想される。他方、各産業分野の所管官庁は、2019年4月から特定技能外国人の就労がスタートするため、対応は待ったなしである。結果として、司令塔たる管理庁が個別省庁の動きを把握・統制することは容易でなくなり、いわば「場当たり」的な制度運用となる恐れがある。特定技能制度の定着と存続可能性を左右しかねない問題といえる。

## (2) 求められる対応

懸念される問題事象を回避するためには、以下のような取り組みが求められよう。

### ①外国人施策の具体化

第1は、政省令委任の多い改正入管法とは異なる方向から、外国人施策の具体化を図ることが必要である。すなわち、教育や医療、保険等の公共サービスや、労働・雇用を規定する法令・制度を検討し、外国人材の受け入れに関する仕組みを具体的に規定する。その際に重要なことは、該当する仕組みを法的、財政的裏付けを伴う制度として位置付けることである<sup>8</sup>。

例えば、労働力不足かどうかを判断するため、外国人材の採用に先立って一定期間の求人活動を義務化する「労働市場テスト」の導入、あるいは、広域医療圏の要件として、複数言語に対応可能な医療通訳サービスの義務づけ、等が考えられる。法的、財政的裏付けを伴う外国人施策の制度化については、外国人児童の多い都市からの要望を受け、日本語教育を行う教員の加配定数が規定されるなど、すでに一部で実現を見ている。外国人に対応する自治体等現場のニーズをくみ上げて関連法令をきめ細かく見直し、施策を制度化していくことが望まれる。

### ②出入国在留管理庁の見直し

何より、管理庁の権能と態勢を強化することが必要である。特定技能外国人の円滑な受け入れに必要な定着支援や地域住民・社会対応に取り組む専門部署を設け、他省庁や外国人集住都市、NPO、医療機関や学校等から人材を集める必要がある。必要な取り組みは日本語や日本社会のルール学習支援、公共サービスの解説と利用支援、公共施設や医療機関等における多言語対応、外国人児童への教育、など多岐にわたるため、多方面から協力を仰ぎ、積極的に管理庁の施策に活かしていくことが望まれる。さらに、現実外国人を受け入れる企業や自治体との関係構築も重要課題である。従来、これらの組織との関係が薄かった法務省は、早期に情報交換や問題意識の共有を図り、

<sup>8</sup> 現状、自治体等の外国人受入れに関する政府の支援は、総務省による多文化共生関連や、文科省による日本語学習支援等、所管官庁ごとに実施される事業助成が大半である。外国人支援を法的、財政的裏付けを持つ自治体の事業とすることで、予算確保や議会対応がスムーズに進み、継続的取り組みが可能となる。



制度運用のネットワークを急ぎ構築することが望ましい。

加えて、管理庁と関連省庁との関係の見直しを図ることが望まれる。在留管理施策を統括するという管理庁の職責を明確にすると共に、分野別運用方針の策定・運用について影響力を高める仕組みが求められる。例えば、管理庁独自に受け入れ産業側と意見交換や関与する場を設けたり、外国人の就労／生活実態に通じた外部有識者からアドバイス・支援を受ける仕組み等が考えられる。さらに、専門家からなる第三者機関を設置し、特定技能資格の要件・定数等の重要事項の決定や制度運用の監視に中立的立場から当たる仕組みも検討に値しよう。管理庁が真の司令塔機能を発揮できるよう、工夫をこらす必要がある。

人口減少が加速するわが国社会の担い手として、外国人材はますます貴重な存在となる。世界的な人材獲得競争が激しさを増すなか、わが国への就労希望者を将来にわたって確保することは今後の重要課題である。そのためには、外国人材の円滑な受け入れと適切な処遇により、社会への円滑な定着を図る取り組みが不可欠である。

今回の特定技能資格の創設をめぐり、移民か否かの論争がみられたが、外国人とそれを迎える日本社会との日々密接化する関係を前に、もはやそのような議論は大きな意味を持たないのではないか。日本人と外国人の間で win-win の関係を築き、共同で社会を支えるための取り組みは、現に存在する課題である。特定技能資格の新設を機に、わが国における外国人材の位置づけと社会的包摂のあり方について、オープンかつ徹底した議論を社会全体で行い、合意形成に取り組むことが望まれる。

以 上